



令和 8 年度販路開拓支援事業
「商品ブラッシュアップ支援」
募集要領

【応募締切：令和8年7月1日(水) 17時】



熊本県商工会連合会

<目次>

<はじめに>

- 「商品ブラッシュアップ支援」とは？・・・p.3
- 「商品ブラッシュアップ支援」過去参加者の声・・・p.4

<事業概要>

- 実施名称、実施目的、応募資格・条件、応募に関する制限・・・p.5
- 実施内容（審査会、個別相談会、テスト販売会等）・・・p.6-7

<応募について>

- 応募方法・・・p.8
- 食品表示ラベル等について・・・p.9
- 問い合わせ先・・・p.10

<はじめに> 「商品ブラッシュアップ支援」とは？

B⁺

商品ブラッシュアップ支援

Brush up on something

熊本県商工会連合会では、県内中小・小規模事業者様の販路開拓を支援する事業の一つとして、「商品ブラッシュアップ支援」を実施しています。

県産素材を使用した、開発から3年以上経過している加工食品を募り、食に関する専門家が支援対象商品を選定。商品の味や品質、パッケージデザイン、ブランディング等について提案・助言を行う個別相談会や、販促ツールの制作、県内百貨店等でのテストマーケティング販売会などを通じて、その後のさらなる販路開拓・拡大を支援します。

事業概要

対象企業	熊本県内中小・小規模事業者
支援窓口	各商工会・商工会議所
募集方法	支援機関窓口・チラシ・SNS
支援対象	開発から3年以上経過した加工食品

皆様の商品改良をサポートします！



専門家による
個別相談会を実施！



商品POP等の
販促ツールをご提供！



県内百貨店等での
テスト販売会に出展！

<はじめに> 「商品ブラッシュアップ支援」 過去参加者の声

過去の「商品ブラッシュアップ支援」に参加された事業者様からは、「商品の品質やパッケージデザイン、ブランディングについて大きな学びを得られた」「自社商品が抱える課題を解決するため、今後の方向性をつかむことができた」といった反響が寄せられています。

ここでは、これまで実際にご参加いただいた事業者様の声を掲載します。

○ 有限会社熊本丸花青果 様（玉名市商工会）

当社は玉名市天水町と熊本市西区田崎町を拠点に、青果物の卸売販売を中心とした事業を展開しています。

天草の自社農園で育てた高糖度みかんを使用した「みかんジュース」を新たに開発し、熊本県商工会連合会主催の「くまもとグッドプロダクト賞」に挑戦しましたが、結果は選外となりました。審査の間では、「味は良いが見た目が価格に見合っていない」「ネーミングが現代に合っていない」といった率直なご意見をいただき、私たち自身が気づけていなかった課題を知るきっかけになりました。



▼リニューアルしたみかんジュース



その後、商品改良支援事業（商品ブラッシュアップ支援）に参加し、フードコーディネーター 渡辺夏子先生から数多くの助言をいただきました。また、デザイナーの方をご紹介いただき、パッケージデザインや容器包装を全面的に見直したことで、高級感のある装いへと生まれ変わり、商品の魅力をよりの確に伝えられるようになりました。

▼鶴屋百貨店での販売会に出展



鶴屋百貨店の催事で販売する機会にも恵まれ、多くのお客様に手に取っていただけたことが大きな自信につながっています。天草の太陽と潮風をたっぷり浴びたみかんの甘み・酸味・コクをそのまま楽しめるジュースとして、贈答用ギフトボックスも取り揃え、より多くの方に喜んでいただける形で商品化することができました。

<事業概要>

1 実施名称

商品ブラッシュアップ支援

2 実施目的

熊本県産素材を使用した加工食品を募り、審査を経て選定された商品を対象に、市場や消費者の需要を的確に捉えた商品となるよう高付加価値化を図る「商品ブラッシュアップ支援」を実施します。

専門家の指導により磨き上げられた商品について、県内を含む全国への販路開拓・拡大を支援することで、地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

3 応募資格・条件

- (1) 県内中小・小規模事業者であること。
- (2) 県内の農林水産物の素材を使用した加工食品であること。（※酒類は除く）
- (3) 消費期限7日以上の商品であり、開発から3年以上経過している商品であること。
- (4) 販売実績が2か月以上ある商品であること（令和8年6月現在）。
- (5) 国の食品表示基準を満たしている商品であること（令和8年4月1日改正）。

※個別相談会実施期間中、食品表示の記載内容について行政機関等へ確認いただくようお願いする場合がございます。

- (6) HACCP（ハサップ）を導入している、もしくは準じた管理ができていること。
- (7) 商品情報について、審査員の専門家やバイヤー等への提供が可能であること。
- (8) 試食審査会において、現地会場にて事業者自らが審査員等へ試食品を提供し、商品説明を行うことが可能であること。
- (9) 専門家の助言や提案を受けて、商品改良に積極的に取り組むことができること。
- (10) テストマーケティング販売会への参加が可能であること（百貨店での対面販売等）。
- (11) 支援後3年間（令和9年度～令和11年度）、取引状況や売上増加等に関するアンケート調査に協力できること（上記期間中、毎年5月頃に実施予定）。

4 応募に関する制限

1事業者につき1商品のみご応募いただけます。

<事業概要>

5 実施内容

(1) 審査会の開催

食に関する専門家が審査員となり、商品の試食、商品規格書や展示品の確認、事業者様のプレゼン、質疑応答等を通じて、支援対象商品を選定します。

【審査員 兼 個別相談会専門家】



株式会社ナッツカンパニー 代表取締役

渡辺 夏子 氏

フードコーディネーター。

地域素材を活かした銘菓をはじめ、調味料や加工食品などの開発、プロデュースを手掛ける。メディア出演も多数。

【試食審査会】

- ・ 期日：令和8年7月8日（水）午後開催予定
- ・ 場所：スタハブくまもと 3階（熊本県熊本市中央区下通1丁目9-9 肥後銀座通ビル）
- ・ 内容：審査員による試飲・試食、書面及び展示品の確認、事業者様によるプレゼン、質疑応答

<審査の流れ>

○ プレゼン 6分間（この間、審査員の試飲・試食も同時に行います。）



○ 質疑応答 4分間

※試食品（1口サイズ）を1名分ご準備ください。会場内での簡易調理や盛り付けは事業者様自ら行ってください。審査員への試食品配布は職員がサポートいたします。

※商品に関する資料がございましたら、紙媒体での配布をお願いいたします。会場の都合上、データを投影することはできません。

※審査会当日の時間割り振り調整やその他確認事項について、支援機関担当者または事務局よりご連絡する場合がございます。運営を円滑に行うため、迅速にご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

※試食審査会の詳細については、応募締切後に書面にて正式にご案内差し上げます。

<事業概要>

(2) 個別相談会の実施

試食審査会で選定された支援対象商品について、専門家が商品改良に関する提案・助言を行う個別相談会を実施します。

- ・ 期間：令和8年9月以降
- ・ 場所：熊本県商工会館8階会議室（熊本市中央区安政町3番13号）
- ・ 内容：1事業者につき2時間×3回実施（予定）

(3) テストマーケティング販売会の実施

個別相談会を経て改良された商品について、県内百貨店でのテストマーケティング販売会を行います。

※出展料及び什器代は原則として主催者において負担しますが、一部特殊什器は自己負担となる場合があります。

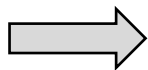
- ・ 期日：令和9年2月頃 約1週間程度（予定）
- ・ 場所：鶴屋百貨店 本館地下1階・地下2階（予定）
- ・ 内容：対面販売

※事業者様の現地参加を必須とします。

<事業全体スケジュール>

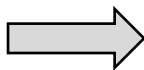
7月1日（水）締切

応募
申込



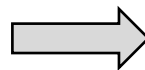
7月8日（水）

試食
審査
会



9月～ 3回実施（予定）

個別
相談
会



令和9年2月頃（予定）

催事
販売
会

(4) その他支援

【販促物制作】

支援商品の商品POP等の販促物を制作し、事業者様へご提供いたします。

▼撮影・スタイリングの様子



▼撮影した商品写真



<応募について>

6 応募方法

(1) 提出物

【全員必須】

- ① 出品申込書（Excel）
- ② 商品規格書（Excel）
- ③ 商品写真 …… 商品画像（宣材写真等）
 - ・ パッケージ画像
 - ・ 食品表示ラベル画像

データにて提出
令和8年7月1日（水）締切
「（2）応募締切及び提出方法」
を参照

【商工会または商工会議所の会員でない方のみ】

- ④ 支援機関確認書（Excel）※印刷及び押印のうえ、原本を下記宛先まで郵送ください。

<送付先>

〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号 熊本県商工会館7階
熊本県商工会連合会 経営支援課 宛

(2) 応募締切及び提出方法

【書類提出締切】

令和8年7月1日(水) 17時

【事業者様】

最寄りの支援機関（商工会または商工会議所）にご相談いただき、上記書類等のデータを担当者へお渡しください。（USB窓口持参、メール送付等）

※書類に不備等があると審査に影響しますので、支援機関担当者及び事務局で確認いたします。応募締切前の早めのご提出をお願いいたします。

【支援機関担当者】

事業者様の提出書類等に不備がないか確認のうえ、下記メールアドレスへデータを送付ください。

<提出先メールアドレス> brush-up-support@kumashoko.or.jp

<応募について>

(3) 食品表示ラベル等について

食品表示法では、消費者等に販売されるすべての食品に、原則として食品表示が義務付けられています。本事業へご応募いただくにあたり、消費者庁の各種ガイドライン等をご確認の上、食品表示法や食品表示基準（内閣府令）に従い適切な食品表示の作成をお願いいたします。なお、表示作成にあたって、ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先へご連絡ください。

<食品表示法に関する個別の問い合わせ先>

事業所の所在地や、確認事項の内容により管轄が異なりますので、以下のとおり「品質に関する事項」「衛生に関する事項」「保健に関する事項」のそれぞれの窓口にお問い合わせください。

事項	品質に関する事項 【名称、原材料名、原産地、内容量等】		衛生に関する事項 【添加物、アレルゲン、期限等】		保健に関する事項 【栄養成分、機能性表示等】	
県庁	環境生活部 くらしの安全推進課	096-333-2290	健康福祉部 健康危機管理課	096-333-2247	健康福祉部 健康づくり推進課	096-333-2252
地域（県）	県央広域本部 農業普及・振興課 （宇城、上益城）	096-333-2776	宇城保健所 衛生環境課	0964-32-1148	宇城保健所 保健予防課	0964-32-1207
			御船保健所 衛生環境課	096-282-0016	御船保健所 保健予防課	096-282-0016
	県北広域本部 農業普及・振興課 （菊池、玉名、 鹿本、阿蘇）	0968-25-4160	菊池保健所 衛生環境課	0968-25-4135	菊池保健所 保健予防課	0968-25-4138
			有明保健所 衛生環境課	0968-72-2184	有明保健所 保健予防課	0968-72-2184
			山鹿保健所 衛生環境課	0968-44-4121	山鹿保健所 保健予防課	0968-44-4121
			阿蘇保健所 衛生環境課	0967-24-9035	阿蘇保健所 保健予防課	0967-24-9036
	県南広域本部 農業普及・振興課 （八代、芦北、 球磨）	0965-33-3418	八代保健所 衛生環境課	0965-33-3198	八代保健所 保健予防課	0965-33-3229
			水俣保健所 衛生環境課	0966-63-4104	水俣保健所 保健予防課	0966-63-4104
			人吉保健所 衛生環境課	0966-22-3108	人吉保健所 保健予防課	0966-22-3107
	天草広域本部 農業普及・振興課	0969-22-4256	天草保健所 衛生環境課	0969-23-0299	天草保健所 保健予防課	0969-23-0172
熊本市	熊本市消費者センター （熊本市）	096-353-5757	熊本市保健所食品保健課		096-364-3188	

<参考資料>

○ 食品表示について－熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/shoku/227363.html>



7 お問い合わせ先

熊本県商工会連合会 経営支援課 （担当：井手、国分、大澤）

〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号 熊本県商工会館7階

TEL：096-359-5594（直通）

メールアドレス：brush-up-support@kumashoko.or.jp